

【京浜港における錨地運用の一部変更について「お知らせ」】

(平成25年5月1日から変わります)

横浜シーバース撤去に伴いまして、京浜港横浜区(第三区)及び川崎区内の錨地運用が一部変わりますのでお知らせいたします。

1. 変更内容は、以下のとおりとなります。

- ① YL1錨地 大型タンカー(VLCC用)が、これまでのYL2付近に設定されます。
- ② YL2錨地 大型タンカー(VLCC用)は、無くなります。
- ③ YL3錨地 大型船(VLCC以外)用が拡大され、停泊できる船舶は5隻から最大7隻になります。
- ④ ON錨地(沖荷役船用)は、京浜港横浜区と川崎区の境界付近となります。

2. 新たな錨地位置

① YL1錨地 大型船(VLCC等)用

北緯35度27分03秒・東経139度43分55秒を中心とする半径750メートルの円内海面

② YL3錨地 大型船(VLCC等以外)用

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面

(YL1錨地の海面を除く。)

イ. 北緯35度26分01秒・東経139度43分02秒

ロ. 北緯35度26分31秒・東経139度43分24秒

ハ. 北緯35度27分23秒・東経139度44分27秒

ニ. 北緯35度27分03秒・東経139度45分02秒

ホ. 北緯35度26分36秒・東経139度45分47秒

ヘ. 北緯35度25分30秒・東経139度43分54秒

③ ON錨地(沖荷役船用)

北緯35度27分22秒・東経139度45分01秒の地点を中心とする半径450メートルの円内海面

*大型船とは、総トン数10,000トン以上又は全長150メートル以上の船舶になります。

3. 運用開始と錨地指定手続きについて

(1) 運用開始 平成25年5月1日

(2) 錨地指定手続き

イ. 「錨地指定願い」の電子申請は、これまでどおり10日前(4月21日)から申請することができます。

ロ. YL3錨地指定一覧表では、4月30日(火)まで制限(2隻分)が掛けられていますので、月を跨る場合(4月と5月)の錨地申請は、十分気をつけてください。

問い合わせ先

横浜海上保安部 航行安全課(第1海務係) 045-201-8180

川崎海上保安署 港務係 044-266-0118